

寒河江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

寒河江市条例第7号

寒河江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び
寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(寒河江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 寒河江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第3条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

(寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 寒河江市職員の育児休業等に関する条例(平成4年市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を、「職員」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。